

# 土地改良区の地域用水機能増進に関わる活動の実態と課題

## —愛媛県 D 土地改良区を事例として—

愛媛大学連合農学研究科・矢田 淳士

愛媛大学農学部・松岡 淳

愛媛大学連合農学研究科・山藤 篤

土地改良区は土地改良法に基づき設立された公共法人であり、各種事業の実施および事業完了後による施設の維持管理の実質的な主体として活動を行っている。特に、土地改良区は農業用水の利用と管理の中心的存在であり、地域の水資源や水環境の管理・保全を考える場合に重要な地位を占める組織であるといえる。しかし、昨今では農業・農村の構造の変化にともない、土地改良区をとりまく状況も大きく変動している。すなわち、農業者の減少や高齢化、兼業化、農地の宅地化や混住化が進んだことにより、土地改良区経営の悪化や水利施設管理の煩雑化等の問題から財政が逼迫し、運営が困難になってきている。また、末端の農業水利施設における地域住民との共同管理体制の弱体化の問題も生じており、農業用水の維持管理構造においても深刻な影響が生じている。

一方、土地改良区が管理する農業用水はかんがい用水と利用される以外に、洗浄や防災などの地域の生活用水としての機能、遊水や親水、水辺空間の形成などの地域生活環境に関わる機能、生態系の保全や水質浄化、地下水の涵養、気候の緩和などの地域自然環境に関わる機能を有している。このような農業用水が有するさまざまな機能が地域用水機能であり、今日では地域の水環境に対する住民の関心の高まりから、これら機能の保全や回復が社会的に期待されている。これに連動する形で、平成 13 年に改正された土地改良法では、事業実施の原則に「環境との調和への配慮」が追加され、同時に地域社会を意識した改正がなされている。農林水産省の水利事業においても、地域用水機能の維持・増進を目的とするものが増えつつある。このような社会的要請にともない、近年では地域用水機能の保全や増進を目的とした活動を行っている土地改良区が増えつつあり、その取組みが注目されている。

しかしながら、土地改良区による地域用水機能の保全や増進に関わる活動の実態を分析した研究成果は、実際の取組みに比べて、全体としてまだ少ないのが現状であり、多くの事例の検証が必要である。

そこで本研究の課題としては、まず、土地改良区の運営の状況について明らかにし、次に、地域用水機能の保全・増進に関わる活動の実態分析を行い、これら活動を土地改良区が取組む上での現在の課題について考察を行うことにある。この課題に接近するため、地域用水機能増進活動に鋭意的に取り組んでいる愛媛県内の D 土地改良区を調査対象として取上げる。